



港長公示第 30-13 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 9 月 12 日

京 浜 港



京浜港横浜区第 1 区みなとみらい 21 地区臨港パーク東方海域における航泊の制限について

京浜港横浜区第 1 区みなとみらい 21 地区臨港パーク東方海域において、横浜港ボート天国推進連絡協議会主催によるヨットレースが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を制限する。

記

1 期 間

平成 30 年 9 月 15 日、16 日 各日午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分までの間

2 区 域 (別図参照)

次の各点を順次に結んだ線及びイとホを結んだ線により囲まれた海面(世界測地系)

イ 北緯 35 度 27 分 56.4 秒、東経 139 度 38 分 37.3 秒
ロ 北緯 35 度 27 分 39.0 秒、東経 139 度 39 分 01.9 秒
ハ 北緯 35 度 27 分 32.4 秒、東経 139 度 38 分 41.3 秒
ニ 北緯 35 度 27 分 32.9 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒
ホ 北緯 35 度 27 分 52.3 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒

3 標 識 (別図参照)

上記 2 の各地点及びイとロ、ロとハ、ニとホの各間にオレンジ塗浮標が設置される。

4 制限事項

船舶は、上記 1 期間中、2 区域内を航行及び停泊してはならない。

ただし、当該行事に従事する船舶、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗を設置した警戒船 2 隻及び赤旗を設置した監視船 2 隻、計 4 隻が配備される。

